

自治基本条例構成比較表

第3回検討委員会	第4回検討委員会
<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的（第1条） ○条例の位置付け（第2条） ○定義（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・市 ・自治 ・まちづくり ・協働 ○自治の基本理念（第4条） ○自治の基本原則（第5条） <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の原則 ・協働の原則 ・情報共有の原則 ・人権尊重の原則 <p>第2章 市民の権利及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の権利（第6条） ○市民の責務（第7条） <p>第3章 議会の役割及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会の役割及び責務（第8条） ○議員の責務（第9条） <p>第4章 市の役割及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長の役割及び責務（第10条） ○市の役割及び責務（第11条） ○職員の責務（第12条） <p>第5章 市政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政の原則（第13条） ○法令遵守（第14条） ○総合計画（第15条） ○財政運営（第16条） ○情報の公開（第17条） ○個人情報保護（第18条） ○附属機関（第19条） ○パブリックコメント（第20条） 	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的（第1条） ○条例の位置付け（第2条） ○定義（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・市 ・自治 ・まちづくり ・協働 ○自治の基本理念（第4条） ○市政運営の基本原則（第5条） <ul style="list-style-type: none"> ・協働の原則 ・情報共有の原則 ・法令遵守の原則 <p>第2章 市民の権利及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の権利（第6条） ○市民の責務（第7条） <p>第3章 議会の役割及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会の役割及び責務（第8条） ○議員の責務（第9条） <p>第4章 市の役割及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長の役割及び責務（第10条） ○市の役割及び責務（第11条） ○職員の責務（第12条） <p>第5章 市政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政の透明性、信頼性（第13条） ○総合計画（第14条） ○財政運営（第15条） ○情報の公開（第16条） ○個人情報保護（第17条） ○附属機関（第18条） ○パブリックコメント（第19条）

自治基本条例構成比較表

第3回検討委員会	第4回検討委員会
<ul style="list-style-type: none">○応答責任 (第21条)○説明責任 (第22条)○行政評価 (第23条)第6章 危機管理○危機管理 (第24条)第7章 区 ○区の役割○区への加入○区への支援第8章 住民投票○住民投票 附則○自治基本条例の見直し	<ul style="list-style-type: none">○市政運営に関する応答責任 (第20条)○政策に関する説明責任 (第21条)○行政評価 (第22条)第6章 危機管理○危機管理 (第23条)第7章 区 ○区の定義○区の役割○区への加入○区への支援第8章 住民投票○住民投票 附則○自治基本条例の見直し

安曇野市自治基本条例の体系図

